

広域連携 S D G s
未来都市
選定に係る Q & A

令和6年1月19日

第6版

1. 制度全般	1
1. 広域連携SDGs未来都市の選定はいつまで行うのか。	1
2. 広域連携SDGs未来都市選定後に団体が策定する計画の内容如何。	1
3. フォローアップはどのような形式で行われるのか。	1
4. 広域連携SDGsモデル事業補助金の補助期間は何年か。	1
5. 提案の申込数に指定はあるか。	1
6. 人口はいつ時点のものとするのか	1
7. 人口が5万人をわずかに上回る自治体は小規模自治体として認められないのか。	1
8. 選定基準の内容如何。	1
2. 事業選定	1
9. 既存の事業を発展させる形で、広域連携SDGsモデル事業を組成することは可能か。新規事業に限るのか。	1
10. 選定基準の「Ⅱ⑦（広域連携SDGsモデル事業実現可能性）」について、記載する必要があるか。	2
11. KPIは、SDGsの指標（インディケーター）に準ずる必要があるか。また、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）申請時に記載するKPIと合わせた方が良 いか。	2
12. ターゲットの設定は必須か（該当するターゲットがない場合がある）。	2
13. 経済・社会・環境の三側面のうち、1つまたは2つの側面に限定する事業を提案は可能 であるか。	2
14. 提案様式1の「（3）事業概要」の欄の「（事業概要）」はどの程度の詳細を記載すべ きか。	2
15. 提案様式1の「（4）事業により新たに創出される効果等」の項目は何を書けばいいの か。	2
16. ステークホルダーの活動（取組・事業）を記載してもいいか。	3
17. 事業スケジュール等の記載において（任意）となっている2年目、3年目は空欄でもい いのか。	3
18. 提案様式2の作成理由如何。	3
19. 提案様式3の「記載内容と留意事項」の「事業イメージ」について、それぞれの事項の 記載方法如何。	3
20. 提案書提出後に、提案内容の変更、または誤字等が発覚した場合は、提案書を差し替え ることは可能か。	3
21. 複数の市区町村による連携事業を提案する際、都道府県を通じて提出する必要がある か。	3
22. 自治体SDGs推進評価・調査検討会の役割は。	3
23. 環境モデル都市、環境未来都市及びSDGs未来都市に選定されている都市には加点要 素があるのか。	3
24. 広域連携SDGsモデル事業は、選定基準に基づく点数のみで事業を選定するのか。	4
25. 1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。	4
26. 提案様式1の記載内容が20頁を超えてしまった場合、ただちに選定対象外となるか。	4
27. ヒアリングはいつ、どのように行うのか。	4
28. ヒアリング対象外となった場合、ただちに選定対象外となるのか。	4
29. 応募時点において民間企業を含むステークホルダーとの連携について、どの程度合意し ている必要があるか。	4
30. 広域連携SDGsモデル事業の提案に関し、提案団体において情報公開（提案の有無な ど）を行うことは可能か。	4
31. 募集期間中の事前相談は受け付けるのか。	5
32. 不採択の場合も提案書類は公表されるのか。	5
3. 広域連携SDGsモデル事業、地方創生推進事業費補助金（広域連携SDGsモデル事業 分）	5
33. 地方創生支援事業費補助金（広域連携SDGsモデル事業分）（以下、「補助金」）に ついて、どのような事業が対象となるのか。	5

34.	いつ予算計上した事業が補助金の対象となるのか。	5
35.	事業の一部を自治体の自主財源で実施し、補助金の交付決定後に補正予算により補助金で残りの事業を実施することは可能か。	5
36.	地方公共団体の特別会計や企業会計から財源が拠出される広域連携SDGsモデル事業についても補助対象となるか。	5
37.	広域連携SDGsモデル事業の実施に当たって補助金は選定初年度から活用しなくてもいいか。	5
38.	補助金の繰越は可能か。	6
39.	補助事業はいつから着手できるか。	6
40.	広域連携SDGsモデル事業に選定された場合、補助金はどの自治体に交付されるか.....	6
41.	連携する全ての申請自治体において事業予算の措置が必要か。	6
42.	既存施設の賃貸料や維持管理費も補助金の対象経費となるか。	6
43.	特定の個人や個別企業に対する助成は、補助金の対象経費となるか。	6
44.	既存設備の撤去に係る工事費は補助対象となるか。	6
45.	公用車の購入費等は補助対象となるか。	6
46.	設備をリースにより導入することは可能か。	6
47.	補助金を任意の基金の積立金に使用することは可能か。	7
48.	事業者等に一括委託とする経費については、原則として補助金の対象外とする理由如何。 7	
49.	「一括委託」の判断基準如何。	7
50.	一括委託と判断された場合、直ちに広域連携SDGsモデル事業の選定対象外となるのか。 7	
51.	本補助金は適債か.....	7
4.	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	7
52.	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の弾力措置の対象となるか。 7	

1. 制度全般

1. 広域連携SDGsモデル事業の選定はいつまで行うのか。

- ・2025年度以降の広域連携SDGs未来都市の選定については、SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業と併せ、今後検討することとしている。

2. 広域連携SDGsモデル事業選定後に団体が策定する計画の内容如何。

- ・広域連携によるSDGs達成に向けた、広域連携SDGs未来都市計画を策定いただく予定としている。

3. フォローアップはどのような形式で行われるのか。

- ・各団体の計画に基づく取組について、年度ごとに進捗状況報告を行う予定としている。
- ・進捗状況報告シートの様式及び方法については未定である。

4. 広域連携SDGsモデル事業補助金の補助期間は何年か。

- ・選定年度における単年度である。

5. 提案の申込数に指定はあるか。

- ・指定は設けていないため、複数の提案者になることも可能である。

6. 人口はいつ時点のものとするのか

- ・令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間で直近のものとする。

7. 人口が5万人をわずかに上回る自治体は小規模自治体として認められないのか。

- ・認められない。

8. 選定基準の内容如何。

- ・選定基準は、第77回自治体SDGs推進評価・調査検討会における議論を経て策定されたものである。

2. 事業選定

9. 既存の事業を発展させる形で、広域連携SDGsモデル事業を組成することは可能か。新規事業に限るのか。

- ・本事業は、広域連携による、将来において、経済・社会・環境の統合的な事業により相乗効果をもたらすことを推進しており、既存の事業を発展させることは十

分に考え得る。

- ・但し、自治体SDGsモデル事業に選定された事業や既存の事業と全く同じものに補助金を充当することはできない。

10. 選定基準の「Ⅱ⑦（広域連携SDGsモデル事業実現可能性）」について、記載する必要があるか。

- ・選定基準と提案様式はそれぞれの目的が異なるため、記載事項等が異なっていることに留意されたい。選定基準の「Ⅱ⑦」は当該項目の評価・採点の視点を踏まえて提案全体を見て、評価することとなる。なお、提案様式の中で、自治体SDGs推進評価・調査検討会（以下、検討会という。）の有識者が評価できるように記載することをお勧めする。

11. KPIは、SDGsの指標（インディケーター）に準ずる必要があるか。

また、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）申請時に記載するKPIと合わせた方が良いか。

- ・SDGsの指標は設定したゴール及びターゲットに基づき、各地域の状況に応じた適切な指標を設定いただきたい。
- ・本提案のKPIとデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）のKPIを合わせる必要はない。それぞれの趣旨に合わせて、記載いただきたい。
- ・検討会から地方創生SDGsローカル指標リスト2022年9月版（第二版）が公表されているため、参考とされたい。

12. ターゲットの設定は必須か（該当するターゲットがない場合がある）。

- ・設定した課題・目標設定に応じて、ターゲットを選択いただきたい。
- ・ゴールやターゲットの設定が選定基準「Ⅱ①」にも含まれる点を留意されたい。

13. 経済・社会・環境の三側面のうち、1つまたは2つの側面に特化し、事業を提案することは可能であるか。

- ・可能である。ただし、SDGsの達成に向けて、経済、社会、または、環境の側面から課題解決に向かい、将来、三側面への相乗効果へ繋がる事業とすることに留意すること

14. 提案様式1の「（3）事業概要」の欄の「（事業概要）」はどの程度の詳細を記載すべきか。

- ・地方創生支援事業費補助金（広域連携SDGsモデル事業分）を活用して行う事業の概要について過不足なく記載されたい。なお、当該項目について、地方創生支援事業費補助金（広域連携SDGsモデル事業分）以外の資金を活用して実施する事業の記載を妨げるものではない。

15. 提案様式1の「（4）事業により新たに創出される効果等」の項目は何を書けばいいのか。

- ・提案様式1の「記載内容と留意事項」において、記載例を掲載しているため、ご参考とされたい。

16. ステークホルダーの活動（取組・事業）を記載してもいいか。
- ・ 特段妨げるものではないが、提案事業にどのように関係しているかを記載されたい。
17. 事業スケジュール等の記載において（任意）となっている2年目、3年目は空欄でもいいのか。
- ・ 提案書を提出する際は、空欄でも構わない。
 - ・ なお、選定後の広域連携SDGs未来都市計画（以下「事業計画」という。）策定においては、単年度でなく中長期を見通した計画を策定されることが望ましい。
18. 提案様式2の作成理由如何。
- ・ 選定プロセス等において、事業の概要を把握するためである。
19. 提案様式3の「記載内容と留意事項」の「事業イメージ」について、それぞれの事項の記載方法如何。
- ・ 提案様式3の「記載内容と留意事項」を確認されたい。
 - ・ なお、様式3の記載ぶりは「記載内容と留意事項」に示すものに限るものではないことを付言する。
20. 提案書提出後に、提案内容の変更、または誤字等が発覚した場合は、提案書を差し替えることは可能か。
- ・ 締切前であれば差し替えは可能である。但し、締切後の差し替えは一切認めない。
21. 複数の市区町村による連携事業を提案する際、都道府県を通じて提出する必要があるか。
- ・ 提案の提出に当たっては、都道府県を介する必要はない。
22. 自治体SDGs推進評価・調査検討会の役割は。
- ・ 以下2点を任務としている。
 1. SDGs未来都市等の透明性、公平性、中立性を高めるため、SDGs未来都市等の選定基準の検討、SDGs未来都市等の選定推薦案の作成に資する客観的評価及びSDGs未来都市等の選定後の評価等に関する事項について調査及び検討を行い担当大臣に助言する。
 2. SDGs未来都市等の推進のため、SDGs未来都市が策定するSDGs未来都市計画（自治体SDGsモデル事業を含む）（以下「未来都市計画」という。）及び広域連携SDGs未来都市選定団体が策定する事業計画の策定時、さらに未来都市計画及び事業計画に基づく取組実施時において、助言その他の支援を行うための企画立案等を行う。
23. 環境モデル都市、環境未来都市及びSDGs未来都市に選定されている都市には加点要素があるのか。
- ・ 環境モデル都市、環境未来都市及びSDGs未来都市である事実が選定に当たって有利となることはない。

- ・広域連携SDGs未来都市は、どの団体も一から公平に評価されるものである。

24. 広域連携SDGs未来都市は、選定基準に基づく点数のみで事業を選定するのか。

- ・広域連携SDGs未来都市の選定推薦案の作成に当たっては、検討会において選定基準に則った点数及び参考意見並びにヒアリング結果により、総合的に判断されるものである。検討会において若干数の事業を推薦する予定。

25. 1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。

- ・様式の記載事項は、選定を行うために必要な事項であり、すべて記入して提出されることが望ましい。
- ・選定に当たって選定推薦案を作成するのは検討会であり、その観点から事務局は責任をもってお答えする立場にないが、事務局による外形要件による整理においては、記載事項の不足は考慮する要件となるものと予想される。

26. 提案様式1の記載内容が20頁を超えてしまった場合、ただちに選定対象外となるか。

- ・提案に際しては、過度に冗長な記載や総花的な記載は避けるべきである。
- ・それを踏まえてもなお頁数を超過してしまう場合、直ちに失格となることは想定していないが、事務局による外形要件による整理においては、冗長な表記は考慮する要件となるものと予想される。

27. ヒアリングはいつ、どのように行うのか。

- ・ヒアリング実施は、8月下旬頃を想定している。
- ・ヒアリングは1団体 30分程度で、15分程度のプレゼンテーションと15分程度の検討会委員との質疑応答を想定している。

28. ヒアリング対象外となった場合、ただちに選定対象外となるのか。

- ・ヒアリング対象外となった場合は、選定対象外となる予定である。

29. 応募時点において民間企業を含むステークホルダーとの連携について、どの程度合意している必要があるか。

- ・合意の程度について、当事務局が指定することはない。提案者の判断において記載いただきたい。
- ・但し、広域連携SDGsモデル事業として採択された際に、提案内容と相当程度異なる事業を行うことはできない。

30. 広域連携SDGs未来都市の提案に関し、提案団体において情報公開（提案の有無など）を行うことは可能か。

- ・提案の有無についての情報公開は各団体の判断によるものとする。ただし、情報公開の時期は、提案募集締切後とする。
- ・なお、ヒアリングの有無など選定プロセスに係る事項については公開することはできない。

31. 募集期間中の事前相談は受け付けるのか。

- ・募集要領に記載のとおり事前相談は受け付けるが、透明性等の確保の観点から提案書類が提出された以降は受け付けない。
- ・当事務局は評価に関与しないことにご留意いただきたい。

32. 不採択の場合も提案書類は公表されるのか。

- ・募集要領のとおり、不採択の場合は非公表とする。

3. 広域連携SDGsモデル事業、地方創生推進事業費補助金（広域連携SDGsモデル事業分）

33. 地方創生支援事業費補助金（広域連携SDGsモデル事業分）（以下、「補助金」）について、どのような事業が対象となるのか。

- ・補助対象事業は、SDGsの達成に向けて、経済、社会、または、環境の側面から課題解決に向かい、将来、三側面への相乗効果へ繋がる事業であり、自律的好循環の形成に資する先進的で、他のモデルとなる事業及びその取組や成果等について国内外へ普及啓発を行う事業とする。

34. いつ予算計上した事業が補助金の対象となるのか。

- ・本補助金の目的である新たなモデルとなる事業を作り出すという観点から、既に一般財源等による支出が意思決定されている事業については、補助事業の趣旨に合わないと考える。
- ・また、予算計上の際は、本補助金の特定財源を見込んで予算計上がなされることが望ましい。
- ・なお、補助金交付決定は2024年5月中旬以降を予定している。

35. 事業の一部を自治体の自主財源で実施し、補助金の交付決定後に補正予算により補助金で残りの事業を実施することは可能か。

- ・既に自治体で実施を意思決定した事業の事業費を、本補助金で代替することはできない。

36. 地方公共団体の特別会計や企業会計から財源が拠出される広域連携SDGsモデル事業についても補助対象となるか。

- ・特別会計等から財源が拠出される広域連携SDGsモデル事業も、補助対象となる。

37. 広域連携SDGsモデル事業の実施に当たって補助金は選定初年度から活用しなくてもいいか。

- ・広域連携SDGsモデル事業選定年度に活用する必要がある。

- ・補助対象年度は、交付決定年度の1年度のみである。
- ・また、補助対象は、交付決定から交付決定年度内に執行される予定の事業を対象とする。

38. 補助金の繰越は可能か。

- ・自然災害等の不測の事態を除き、繰越することはできない。

39. 補助事業はいつから着手できるか。

- ・補助金交付決定日以降である。
- ・交付決定前に、支出負担行為に当たる契約等を行うことはできない。

40. 広域連携SDGs未来都市に選定された場合、補助金はどの自治体に交付されるか

- ・補助金は、原則、代表の自治体に交付する。

41. 連携する全ての申請自治体において事業予算の措置が必要か。

- ・必ずしも必要ではない。
- ・例えば、連携する自治体のうち、ある自治体については職員による人的な協力により事業を実施する場合などが考えられる。

42. 既存施設の賃貸料や維持管理費も補助金の対象経費となるか。

- ・地方公共団体が当然負担すべき経常的経費については原則的に対象外である。ただし、広域連携SDGsモデル事業として新たに価値を創造する取組を運営するための賃貸料等についてはこの限りではないと考える。

43. 特定の個人や個別企業に対する助成は、補助金の対象経費となるか。

- ・ただちに判断することは難しいが、広域連携SDGsモデル事業として新たに価値を創造する取組を運営するために必要な経費であれば、対象となり得る。
- ・なお、補助金を充当した特定の個人や個別企業においても、モデル事業の運営に協力することが求められ、有識者等による進捗管理や広域連携SDGsモデル事業として外部からの視察等に対応いただくことになる。

44. 既存設備の撤去に係る工事費は補助対象となるか。

- ・取扱いに記載の「用地の取得や造成に要する経費」の類似と判断されるため、既存設備の撤去は補助対象外である。

45. 公用車の購入費等は補助対象となるか。

- ・取扱いに記載の「地方公共団体が当然備えているべき車両」と判断されるため、公用車の購入費等は補助対象外である。

46. 設備をリースにより導入することは可能か。

- ・リースによる設備導入は可能である。但し、基本的には広域連携SDGsモデル事業期間中はリースを継続する必要があるところ、本補助金が充当できるのは1年目のみであることに留意されたい。

47. 補助金を任意の基金の積立金に使用することは可能か。

- ・本補助金を基金の積立金に充当することはできない。

48. 事業者等に一括委託とする経費については、原則として補助金の対象外とする理由如何。

- ・SDGsの推進については、地方公共団体自らが主体となって事業に取り組むべきであることから「一括委託」については、対象外とするものである。

49. 「一括委託」の判断基準如何。

- ・例えば、計画策定、事業構想の策定等事業の根幹に関わる内容を想定している。ただし、同過程において、提案者による主体的かつ能動的な関与が見込まれる場合は、必ずしも「一括委託」と判断されるものではない。
- ・例えば、高度な専門性が求められる工事の設計等、直接の調達が困難な場合は、「一括委託」に該当しないと考える。

50. 一括委託と判断された場合、直ちに広域連携SDGs未来都市の選定対象外となるのか。

- ・直ちに選定対象外となるものではないが、事務局による整理及び検討会による評価において考慮・反映されるものとする。

51. 本補助金は適債か

- ・非適債であるが、ハード事業を制度上排除するものではない。

4. デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

52. デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の弾力措置の対象となるか。

- ・対象とならない。